

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第24回農業委員会総会議事録

令和4年6月29日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	9	橋本 聡	委員
	10	和泉 茂樹	委員



事務局 長	只今から、24回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中16名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、9番 橋本委員さん、10番 和泉委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号1 土地の所在が仁倉748番1B外8筆、現況地目が畑で面積71,117㎡、届出者 仁倉●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年10月8日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号2 土地の所在が共立49番1外5筆、現況地目が畑で合計面積47,565㎡、届出者 埼玉県 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年9月12日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 長	——— 異議なし ———
事務局	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。
	番号1 土地の所在が仁倉1093番1外6筆、現況地目が畑で合計面積18,620㎡、契約期間は平成24年4月27日から令和4年4月30日まで、合意解約の成立の日が令和4年4月5日、引渡しの日が令和4年4月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号2 土地の所在が知来801番1外1筆、現況地目畑が5,175㎡、採草放牧地が431㎡、合計面積5,606㎡、契約期間は平成31年4月26日から令和11年4月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年4月26日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号3 土地の所在が知来672番外4筆、現況地目が畑で合計面積25,593㎡、契約期間は平成25年12月26日から令和5年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年4月26日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号4 土地の所在が啓生157番1外5筆、現況地目が畑で合計面積54,596㎡、契約期間は平成29年6月29日から令和4年6月30日まで、合意解約の成立の日が令和4年4月22日、引渡しの日が令和4年6月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。
	番号5 土地の所在が啓生152番1外1筆、現況地目が畑で合計面積25,389㎡、契約期間

	<p>は平成 29 年 6 月 29 日から令和 4 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 4 月 22 日、引渡しの日が令和 4 年 6 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号 6</p> <p>土地の所在が栃木 120 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 15,398 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 24 年 6 月 28 日から令和 4 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 4 月 21 日、引渡しの日が令和 4 年 6 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について</p> <p>下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。</p> <p>今回提出する 2 件の案件については、4 月の総会時に申し合わせを行った、違反転用地に対する非農地判断を行うものです。</p> <p>これらの案件については、すでに現地調査と土地所有者から聞き取りを行い、調査記録簿を作成しています。</p> <p>番号 1</p> <p>土地の所在が共立 292 番 8 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 13,205 m<sup>2</sup>、所有者が ●●●●さんで、令和 4 年 5 月 6 日に現況確認を行い、その後所有者から聞き取りを行って行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。対象地につきましては、共立 5 1・5 3 号道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>現況について説明いたします。まず共立 292 番 8 については、建築面積 550 m<sup>2</sup>の農業用倉庫が建てられており、この倉庫について、●●●●さんの母親が嫁いできたときにはすでにあったとの話を聞いているとのことで、おそらく昭和 10 年代ごろに建てられたものと思われます。また、倉庫が建てられている以外の部分については、平成 7 年ごろから資材置き場として利用されていて、平成 19 年以降はパドックとして利用しているとのことです。次に 294 番 1 については、ビニールハウスが建てられており、哺乳牛用の牛舎として利用されています。こちらの施設については、平成 14 年 5 月から現状となっているとのことです。次に、295 番 1、297 番、298 番については、建物はありませんが、砂利敷されている部分もあり、資材置き場として利用されています。平成 9 年ごろからは、現状として利用されているとのことで、以前は D 型の牛舎が建てられていたそうですが、大雪でつぶれ、現状となっているとのことです。</p> <p>いずれの土地についても、20 年以上前に転用されており、当時、違反転用という認識はなかったとのことで、所有者には農地転用制度についてのリーフレットを配布し、制度の説明をいたしました。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の所在が幌岩 183 番 1、現況地目が畑で合計面積 2,323 m<sup>2</sup>、所有者が ●●●●さんで、令和 4 年 5 月 12 日に現況確認を行い、所有者が石狩在住のため、電話で聞き取り調査を行って行っています。</p>

	<p>図面で説明いたしますと、(2 ページ) です。対象地につきましては、幌岩 4 号道路沿い、旧●●●●宅に隣接する土地となります。</p> <p>現況について説明いたします。対象地には、建築面積 194.40 m<sup>2</sup>の D 型倉庫が建てられています。倉庫の建設経過等については、当時の建築主である所有者の夫が既に亡くなられているため、詳しい状況は不明ですが、町の課税台帳によると、平成 9 年に建てられたようです。現所有者は違反転用の認識は全くなく、土地を相続し売買を検討している際に、対象地が農地となっていること、また倉庫が無許可で建設されていたということを初めて知ったとのことで、所有者には農地転用制度についてのリーフレットを郵送し、制度の説明を行いました。倉庫については、土地の一部に建てられている状況ですが、他の部分についても、大部分に木が生えて山林化している状況ですので、一筆全体を非農地判断することでやむを得ないと考えます。</p> <p>以上、違反転用地ではありますが、4 月の総会で行った申し合わせの条件を満たすと考えられますので、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>——— 異議なし ———</p> <p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
事 務 局	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が富士 382 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 36,995 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 6 月 30 日から 5 年間、賃貸料は年額 110,985 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、前は 1,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 5 月 2 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと (3 ページ) です。申請地につきましては、道道富士佐呂間線の東側富士 5 号と 6 号の中間付近の土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 1093 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 18,620 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,234,000 円、10 ㎡当たりの単価は、120,000 円です。あっせん会につきましては、令和 4 年 5 月 30 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと (4 ページ) です。申請地につきましては、道道仁倉端野線沿い、仁倉市街から 4 km ほどの土地となります。</p> <p>番号 3.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が知来 781 番 2 外 2 筆、現況地目畑が 7,507 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 431 m<sup>2</sup>、合計面積 7,938 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法</p>

律関係は売買です。売買価格は195,000円、10㍍当りの単価は、25,000円です。あっせん会につきましては、令和4年4月29日から2回実施しております。  
図面で説明いたしますと（5ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道知来東線の南側、佐呂間側入り口付近の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が知来672番外4筆、現況地目が畑で合計面積25,593㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は1,790,000円、10㍍当りの単価は、70,000円です。あっせん会につきましては、令和4年5月4日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（6ページ）です。申請地につきましては、道道知来東線の北側、佐呂間側入り口からおよそ1.5kmほどの土地となります。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生157番1外5筆、現況地目が畑で面積54,596㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は3,811,000円、10㍍当りの単価は、70,000円です。あっせん会につきましては、令和4年5月5日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（7ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、中園啓生10線道路沿い、啓生43号付近の土地となります。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生152番1外1筆、現況地目が畑で合計面積25,389㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年7月1日から5年間、賃貸料は年額127,000円、10㍍当たり5,000円で、前回も5,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年5月5日から1回実施しております。図面で説明いたしますと（7ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、番号5の隣接地となります。

番号7.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が栃木120番3外4筆、現況地目が畑で合計面積15,398㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年7月1日から10年間、賃貸料は年額46,000円、10㍍当たり3,000円で、前回も3,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年5月9日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（8ページ）です。申請地につきましては、栃木17線道路沿いの土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 員 長 ———異議なし———

議 案 第 2 号 は 原 案 ど お り 決 定 いた します。

議案第3号 現況証明願について

このことについて、事務局の説明を求めます。

議案第3号 現況証明願について

下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。

番号1.

土地の所在が仁倉908番1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利

用状況は山林、合計面積 4,882 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 仁倉 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと（9 ページ）です。申請地は、道道仁倉端野線と、仁倉南 10 線道路の間の土地となります。

番号 2.

土地の所在が共立 292 番 8 外 12 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地と原野と宅地、合計面積 24,159 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 共立 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

共立 292 番 8 から 298 番までの 5 筆は議案第 1 号で非農地判断した土地、319 番 6 と 319 番 7 は現況が原野化している土地、287 番 4 から 396 番 5 までの 6 筆は平成 14 年 4 月 30 日付で転用許可を受けている土地で、申請どおり転用されている土地となっています。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。申請地は、共立 5 1・5 3 号道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 3.

土地の所在が幌岩 183 番 1 外 2 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地と山林、合計面積 8,386 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 石狩市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

幌岩 183 番 1 は議案第 1 号で非農地判断した土地、184 番 1 と 184 番 14 は現況が山林化している土地となっています。

図面で説明いたしますと（11 ページ）です。申請地は、幌岩 4 号道路沿い、旧●●●●宅周辺の土地となります。

番号 4.

土地の所在が浪速 37 番 3 外 3 筆、公簿地目が畑と牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林と原野、合計面積 14,946 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと（12 ページ）です。申請地は、浪速西 2 線道路沿い国道 238 号線から 1.5km ほどの土地と、浪速西 3 線道路沿い国道 238 号線から 700m ほどの土地と、国道 238 号線沿い富武士交差点から 4.5km ほど浜佐呂間方面の土地となります。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員  
議 長

——異議なし——

議案第 3 号は原案どおり決定いたします。

その他

各委員さんの方から何かありませんか。

各 委 員  
議 長

——ありません——

なければ第 24 回農業委員会総会を終ります。